

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月1日

【発行者名】 明治安田生命2014基金特定目的会社

【代表者の役職氏名】 取締役 本郷 雅和

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

【事務連絡者氏名】 みずほ証券株式会社
矢野 雅裕

【電話番号】 03-5546-4528

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の名称】** 明治安田生命2014基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)

**【届出の対象とした募集内
国資産流動化証券の金額】** 第1回特定社債(一般担保付) 600億円

【縦覧に供する場所】 明治安田生命2014基金特定目的会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本特定社債の利率等が決定され、また、平成26年7月16日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成26年7月25日付及び平成26年7月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項にその他の訂正理由が生じたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 社債（特定短期社債を除く。）

2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等

7 利率

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【社債（特定短期社債を除く。）】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

<訂正前>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、貸付が実行される日の2営業日前の日の午前11時（東京時間）現在の利率としてロイターの58376頁に1年円/円スワップレートOFFERサイドとして表示される利率に0.16%(予定)(注)を加えた利率をいいます。

(注)上記の利率は、最終的には、平成26年8月1日頃に決定される予定です。

<中略>

「信用枠金額」とは、680,000,000円（後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(コ)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

(注)上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成26年8月1日頃に決定される予定です。

<後略>

<訂正後>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、貸付が実行される日の2営業日前の日の午前11時（東京時間）現在の利率としてロイターの58376頁に1年円/円スワップレートOFFERサイドとして表示される利率に0.16%を加えた利率をいいます。

<中略>

「信用枠金額」とは、680,000,000円（後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(コ)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

<後略>

7【利率】

<訂正前>

年（未定）%（注）（BloombergTKFX1ページにおける5年物の円/円スワップレートのアスクサイドに提示される利率～同提示される利率に0.50%を加えた利率を仮条件とします。）

(注)上記利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、平成26年8月1日頃に決定される予定です。

<訂正後>

年0.51%

第二部【管理資産情報】

第 1 【管理資産の状況】

2 【管理資産を構成する資産の概要】

(3) 【管理資産を構成する資産の内容】

< 訂正前 >

< 前略 >

(f) 利率

本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について1.10%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還を次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次回の繰延償還期日に係る本件基金利息計算期間について、1.10%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金延滞利率」といいます。）とします。

(注) 上記各利率は、平成26年8月1日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

(g) 利息支払期日及び方法

< 中略 >

平成27年ないし平成31年の各本件基金利息支払期日
金660,000,000円

(注) 上記の金額は、平成26年8月1日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。

< 中略 >

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	平成26年7月14日現在の特定資産の価格 59,703百万円から60,587百万円の範囲 <u>(注) 上記金額は、平成26年8月1日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。</u>
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条第1項第18号ロに定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。

< 訂正後 >

< 前略 >

(f) 利率

本件基金拋出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について0.51%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還を次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次回の繰延償還期日に係る本件基金利息計算期間について、0.51%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金延滞利率」といいます。）とします。

(g) 利息支払期日及び方法

< 中略 >

平成27年ないし平成31年の各本件基金利息支払期日
金306,000,000円

< 中略 >

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	平成26年8月1日現在の特定資産の価格 59,324百万円から60,207百万円の範囲
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条第1項第18号ロに定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。